

猪名川町手話言語条例（案）に対する パブリックコメント及び町の考え方

意見募集期間：令和3年8月1日～令和3年8月31日

意見提出者数：2人

提出意見数：2件

■猪名川町手話言語条例（案）について提出された意見の概要と町の考え方

番号	意見提出者	区分	頁	章	大分類	中分類	小分類	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方（対応）
1	1							条例（案） 全般	<p>本条例案では、手話が必要である人が、ろう者に特定されているように感じますが、実際には、失声や失語など様々な人が、後天的に必要なことがあります。</p> <p>その事を見据えての条例を定めていただければと思います。</p>	<p>今回制定する条例については、手話は言語であるとの意思を明確に示すため、手話に特化した条例を制定することとしました。</p> <p>ご意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

番号	意見提出者	区分	頁	章	大分類	中分類	小分類	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方（対応）
2	2							<p>条例(案)全般</p>	<p>私達の母語が日本語であるように、ろう者にとっての母語は手話です。</p> <p>私は手話入門講座(猪名川町)を受講後サークルに入会して活動を続けています。</p> <p>その中で、ろう者の方達が差別や偏見のある社会の中で頑張ってこられたことを知りました。</p> <p>手話は今では、かなり普及してきていますが、まだ充分ではありません。</p> <p>学校においても手話に親しみ、理解できる時間を作っていただき裾野を広げていただきたいと思います。</p> <p>その為にもより多くの手話通訳者が必要となります。猪名川町でも入門講座にとどまらず手話通訳が出来るようにスキルアップの講座が開催できる機会が設けられる予算が必要だと思えます。</p> <p>あたりまえに手話が受け入れられ理解しあい対等に安心して暮らせるろう者にとっての合理的配慮はすべての人達にとっての配慮にもつながると思えます。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。</p> <p>また、手話の普及に関し、新たな施策の事業実施にあたっては、必要な予算の確保に努めていきたいと思えます。</p>

